

一 般 事 業 主 行 動 計 画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年(令和 7 年)4 月 1 日～ 2030 年(令和 12)年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1： 育児・介護に関する諸制度の周知を図る

<対策>

- 諸制度の周知だけでなく、具体的な内容や申請方法等の詳細な手続きについての周知
- 人事課内に労務相談窓口設置及び体制整備

目標 2： 妊娠中及び出産後の職員の健康や安全の確保に努める

<対策>

- 復職後の働きやすい職場環境として、個々に合った労働条件の整備をする

目標 3： 職員一人当たりの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を各月ごとに全て 30 時間未満とする

<対策>

- 部署毎の時間外労働と休日労働の合計時間数を毎月作成する